

早稲田大学大学院法務研究科
2015年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

目 次

1. クリニック担当教員と受講者数一覧	1
2. クリニック授業状況集計	2
3. 相談アンケート集計	4
4. 民事クリニック	
1) シラバス (民事A-C)	6
2) A班 (教員・学生報告書)	8
3) B班 (教員・学生報告書)	11
4) C班 (教員・学生報告書)	12
5. 行政クリニック	
1) シラバス	16
2) 教員・学生報告書 (春学期)	17
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	19
6. 家事・ジェンダークリニック	
1) シラバス	22
2) 教員・学生報告書 (春学期)	23
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	25
7. 刑事クリニック	
1) シラバス	27
2) A班 (教員・学生報告書)	28
3) B班 (教員・学生報告書)	30
4) C班 (教員・学生報告書)	31
5) D班 (教員・学生報告書)	34
8. 労働クリニック	
1) シラバス	37
2) 教員・学生報告書 (春学期)	38
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	39
9. 障害法クリニック	
1) シラバス	41
2) 教員・学生報告書 (春学期)	42
10. 外国人クリニック	

1) シラバス	-----	44
2) 教員・学生報告書 (秋学期)	-----	45
1 1. 商事クリニック		
1) シラバス	-----	48
2) 教員・学生報告書 (秋学期)	-----	51

2015年度クリニック(臨床法学教育)担当教員と受講者数一覧

クリニック名	春				秋			
	教員名	受講者数		教員名	受講者数			
		男性	女性		男性	女性		
民事クリニックA班	白石 大	2	0	白石 大	3	2		
	外山 太士			外山 太士				
民事クリニックB班	浦川 道太郎			浦川 道太郎	2	2		
	濱野 泰嘉			濱野 泰嘉				
民事クリニックC班	近江 幸治	2	0	近江 幸治	4	0		
	小海 範亮			坂 勇一郎				
	坂 勇一郎			森川 清				
行政クリニック	小島 延夫	4	1	小島 延夫	8	0		
	中山 代志子			中山 代志子				
家事・ジェンダークリニック	浅倉 むつ子	1	1	浅倉 むつ子	5	5		
	岡田 裕子			岡田 裕子				
	榊原 富士子			榊原 富士子				
	棚村 政行			棚村 政行				
	松原 正明			松原 正明				
	緑川 由香							
刑事クリニック	河津 博史	5	1	河津 博史	11	4		
	笹井 武人			笹井 武人				
	清水 保彦			清水 保彦				
	宮村 啓太			宮村 啓太				
労働クリニック	鴨田 哲郎	2	0	鴨田 哲郎	0	2		
	島田 陽一			島田 陽一				
障害法クリニック	池原 毅和	2	0					
	大石 剛一郎							
	菊池 馨実							
	黒崎 隆							
外国人クリニック				宮川 成雄	0	1		
商事クリニックA班	尾崎 安央	3	0	渡辺 彰悟	5	0		
	松本 真輔			松本 真輔				
商事クリニックB班	奥山 健志	2	2					
	黒沼 悦郎							

2015年度春学期クリニック授業状況集計

	教員	受講生		クリニック授業内訳		
		男性	女性	相談者数	相談実施回数※	検討会等
民事A	白石 大 外山 太士	2	0	4	5	8
民事C	近江 幸治 坂 勇一郎 小海 範亮	2	0	6	10 +八丈島相談	2
行政	小島 延夫 中山 代志子	4	1	4	6	7
家事・ ジェンダー	浅倉 むつ子 岩志 和一郎 岡田 裕子 榑原 富士子 棚村 政行 松原 正明 緑川 由香	1	1	6	8	4
労働	鴨田 哲朗 島田 陽一	2	0	2	2	9

2014年秋学期終了以降、2015年春学期までのクリニック相談申込総数 ⇒ 36件
(学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。)

※授業日に相談を実施した回数。同じ相談者が複数回相談に来られた場合もカウントされている。

2015年秋学期クリニック授業状況集計

	教員	受講生		クリニック授業内訳		
		男性	女性	相談者数	相談実施回数※1	検討会等
民事A	白石 大 外山 太士	3	2	3	4	9 ※2
民事B	浦川 道太郎 濱野 泰嘉	2	2	3	3	8
民事C	近江 幸治 坂 勇一郎 森川 清	4	0	5	9	4
行政	小島 延夫 中山 代志子	8	0	5	5	6
家事・ ジェンダー	浅倉 むつ子 岡田 裕子 榊原 富士子 棚村 政行 松原 正明	5	5	11 ※3	11 ※3	13 ※3
労働	鴨田 哲郎 島田 陽一	0	2	4	5	7 ※4

2015年春学期終了以降、2015年秋学期までのクリニック相談申込総数 ⇒ 42件
(学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。)

※1 授業日に相談を実施した回数。
同じ相手が複数回相談に来られた場合もカウントされている。

※2 被訴訟告知者への説明会とその準備も含む。

※3 複数班に分かれているため。

※4 外部での集会への参加も含む。

2015年度春学期クリニック相談者アンケート結果集計

集計
アンケート

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか。						
a		b		c		その他
大学がしているので信頼できると思ったから	4	他に相談先を知らなかったから	1	無料だから	3	<ul style="list-style-type: none"> ・法律関係の知人の紹介 ・知人の紹介 ・複数人から意見を聞けたと思った。 ・クリニックの無料相談会で先生を知って ・学生のOJTの素材として使えると思った。 ・職場から近かった。 ・18:30からという時間が利用しやすかった。
② 担当者(学生)の話の仕方はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	7	普通	1	聞き取りにくかった	0	
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・誠実な人柄で安心感があった。さらに自信をもって話すと思える。安心感が増すと思う。 ・学生たちは将来様々な経験を積み、さらに磨きがかかることと期待。 						
③ 担当者(学生)の聞き取りの仕方はいかがでしたか？						
a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	7	普通	1	話しにくかった	0	
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・質問の目的や意図が素人にはわかりにくいことあり。 ・事前資料と同じ質問をされることがあった。読み込み不足ではと思った。 						
④ クリニックの回答はいかがでしたか。						
a		b		c		その他
わかりやすかった	8	普通	0	わかりにくかった	0	
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・法律の視点からの回答は明確であったが、法律の範疇を超えた紛争解決という点では課題が残った。 						
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。						
a		b		c		その他
長すぎる	0	ちょうど良い	7	短すぎる	1	
コメント						
bの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・受付してから相談に入るまで待つ時間が長い。6時半～の相談だったが、7時近くになって相談がスタートした。 						
⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。						
a		b		c		その他
大変役に立った	6	少しは役に立った	1	役に立たなかった	0	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちの整理として役立った。
コメント						
aの回答者より↓ <ul style="list-style-type: none"> ・「苦しみが消するまで納得いくまでやりなさい」との言葉が身にしみた。感謝している。 						
⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。						
<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地からの相談も可能となるように、電話会議やFACETIME等の導入に期待。 ・類似事例やその解決策を示していただけると参考になる。民間の弁護士事務所では出来ないノウハウがあればさらに良いものになるのではないか。 ・感情的になり迷惑をかけた。しかし先生方の適切な誘導で話を進めることが出来た。 ・事前に担当者に簡単な経緯等を目を通していただくと、わかりやすいのではないかと。 ・打ち合わせの最後に学生に今後の方針等取りまとめてもらってはどうか(教育的視点から有意義では)。 ・回答に窮する質問がいくつかあった。「家庭生活は円満だったか」「子どもは落ち着いているか」等、言葉の定義があいまいな事や、日々の場面を思い起こしてしまうことがあったので、話の進め方、言葉の選び方、聞き取り方にも少し改善を求め。一方でまとまらない話をじっくりと聞いて頂けたことに感謝している。 						

2015年度秋学期クリニック相談者アンケート結果集計

① なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか。

a		b		c		その他
大学がしているので信頼できると思ったから	7	他に相談先を知らなかったから	0	無料だから	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活課に相談した際に勧められた ・弊所所属弁護士からの紹介 ・労働組合東京ユニオンからの紹介 ・弊所事務員からの紹介 ・大学の同期(法学部)からの紹介 ・複数の専門家から助言を得ることができると思って ・母校だからこそ信頼している ・困っているときにインターネットの検索でヒットしたから ・過去に利用したことがあったから

② 担当者(学生)の話の仕方はいかがでしたか。

a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	15	普通	2	聞き取りにくかった	0	

コメント
aの回答者より↓
・事前に調停の書面などお渡しの方がよかったかもしれない

③ 担当者(学生)の聞き取りの仕方はいかがでしたか？

a		b		c		その他
適切で聞き取りやすかった	15	普通	1	話しにくかった	1	

コメント
cの回答者より↓
・弁護士から同じことを2、3回聞かれたので、本当にきちんと聞き取りしているの不安になった

④ クリニックの回答はいかがでしたか。

a		b		c		その他
わかりやすかった	14	普通	3	わかりにくかった	0	

コメント
aの回答者より↓
・労働審判にあたり不安に感じていた事や、疑問点に明確に回答いただき大変わかりやすかった
bの回答者より↓
回答を文書でもらえればもっとよかった
弁護士から「相手方は賢いな」といった意味のわからないコメントを連呼された

⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。

a		b		c		その他
長すぎる	0	ちょうど良い	14	短すぎる	3	

コメント
cの回答者より↓
・相談時間、回答時間が短と思った

⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。

a		b		c		その他
大変役に立った	14	少しは役に立った	3	役に立たなかった	0	

コメント
aの回答者より↓
・今後の方向性が決まった

⑦ クリニック全般について、問題点、改善点、ご要望がありましたら、お聞かせください。

- ・聞き漏らし、勘違いなどを修正するために、相談内容の要点やアドバイスなどメールなどで文書を送ってほしい。
- ・複数の法専門家が事案を検討しての回答となるため、質の高い大変貴重な助言を得ることができたことに感謝している。相談者の座る位置もストレスを感じるものがなくよかったと思う。相談中、判例をもとに説明いただいたと思うが、そのような資料をじっくり読みたいので資料をもらえるとよかった。
- ・後でじっくり読むために、判例等の参考資料がいただけるとありがたかった。
- ・このようなカリキュラムは学生にとって有意義であり、無料で有能な専門家の方の助言をいただけるのはありがたいが、時間が短く感じた。
- ・聞き取りの際に学生さんは真剣に聞き入ってくれて信頼が持てた。
- ・丁寧な対応をしていただき、私にとってはパーフェクトだった。
- ・相談日以外にも現場へ足を運んでもらったり、書面を作成してもらい、素人だけでは思いつかないことを教えていただき感謝でいっぱいである。法律の専門家や法律を学ぶ学生さんたちに身近に寄り添っていただけるとはどれだけ力強く、有難く前に進む勇気を与えられるものか実感している。弁護士に相談したいと思ったことは今まで幾度もあったが、中々できなかった。あのとき、クリニック事務所があればとつくづく思う。庶民は「おかしい」と思っても一人でどうにもならず口惜しい想いをのみこむだけだが、すんでのところまで助けていただいたことに心よりお礼申し上げる。
- ・学生さんがとても丁寧に應對してくれ、学生さんの質問の合間に先生方のアドバイスがはいることが相談を受ける側の安心感につながっていると思う。真摯に向き合う学生の姿は、新たな弁護士像が希望としてイメージできた。長く一人で悩んでいたことに明解な答えをいただくことができた。もっと早くにクリニックを知っていたら過去が違っていったと思う。毎夜悩みおびえ眠れない日々が嘘のようである。
- ・対応してくださった方々が非常にやさしく、私の立場に立っているいろいろな案を教えてくださいことに感謝している。法律面だけでなく、一人の人生そのものを考えてくれ勇気ももらった。
- ・相談することで、今後の取り組み方が見えてきたと同時に「極私的な出来事」が法律家を目指す若い方々に役立つことを知り、自分自身がより解決を目指すさなればと感じた。

*なお、今回の行政クリニックでは、ご相談者様から、クリニック授業のような活動に大変共感していただき、是非クリニック授業の発展を、ということで、寄附金をいただきました。

臨床法学教育（民事）Ⅰ・Ⅱ A-C

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

◎II（春学期—3年）

民事A：白石 大／外山 太士

民事B：浦川 道太郎／濱野 泰嘉

民事C：近江 幸治／小海 範亮／坂 勇一郎

◎I（秋学期—2年）

民事A：白石 大／外山 太士

民事B：浦川 道太郎／濱野 泰嘉

民事C：近江 幸治／坂 勇一郎／森川 清

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、毎月1回、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

<白石・外山クラス>

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる事件をいくつか扱います。訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、訴状や準備書面の起案、証拠の整理まで、学生に実際に行ってもらいます。前年度は、行政書士に対する依頼を途中で解約した場合の着手金の返還請求などを受

任し、訴状案を作成しました。相談案件も多様なものがあり、インターネット上に掲載された前科の消去請求といった現代的な問題から、マンションの水漏れという区分所有法の基本に関わる問題まで幅広く取り扱いました。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

<近江・小海・坂・森川クラス>

一般民事事件と消費者・生活者に関する事件を扱います。

学生みなさんによる相談・事案の分析・法的対処の検討などの取り組みを通じて、消費者問題については、社会問題としての事件のあり方、弁護士としての構えや多面的な解決方法のあり方について考えたいと思います。また、春学期は、東京の離島の法律相談活動にも取り組む予定です。秋学期は、生活者に関する事件として、路上生活者等への法律相談等、貧困問題に取り組みます。

<浦川・濱野クラス>

浦川・濱野クラスは、一般民事事件と外国人に関する事件を扱います。

一般民事事件は、無料法律相談を中心に行います。紛争解決のためには、法律知識はもちろんのこと、相談者の悩みや考えを引き出し、受けとめる技術・能力が必要です。無料法律相談でその実践に取り組めます。また、法律相談だけではなく、訴訟事件に取り組むこともあります。

外国人に関する事件は、離婚・認知などの涉外家事事件などにつき、法律相談を受け、訴状・調停申立書などを起案してもらいます。場合によっては、裁判所に行く機会もあります。法的弱者である外国人の具体的な事件に関わることで、弁護士のみならず法曹三者の社会的役割について、考えてもらおうと思います。

昨年度は、春学期に医学生と一緒に「生命倫理と法」の勉強会を実施し、秋学期には弁護団主催の「医学研修（循環器内科）」に参加しました。学生の希望があれば、可能な限り、課外活動を実施する予定です。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回-第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【受講要件等】

「法曹倫理」の単位を取得していることを受講要件とします。また、「民事弁護実務」または「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」のいずれかを履修している、あるいは並行して履修することが望まれます。

【受講者への要望】

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

相談案件として、①別荘地の自主管理組合からの管理費請求、②共同住宅の別の部屋から出火した火災による被災、③タクシーと自転車との交通事故、④ある学生サークルに関する悪口がTwitter上で流されている件の4件を扱った。①は、管理費請求の根拠となる契約の存否が焦点であるが、依頼者としてはこの別荘地を無償でも手放したい意向であり、不動産の放棄の可否という珍しい論点も検討した。また、管理組合に対する支払い拒絶の内容証明郵便案を起案して依頼者に交付した。②は失火責任法上の重過失に関するよい検討素材であった。③は、実体法上の問題よりは、自賠責保険の被害者請求制度という実務的な手続の実践が問題となる事案であり、保険金請求手続を調査し、必要な書類のドラフトを作成して、依頼者に交付した。④は、Twitter社が定めた方法による削除請求手続を中心に説明を行った。

過去からの継続案件で、行政書士への依頼を中途解約したことによる着手金返金請求事件につき、請求原因となるべき事実等を検討した。また、教員の手持ち事件の中から、建築物を建築できない土地を建築できるものとして購入したことによる損害賠償請求事件につき、売り主の責任、仲介業者の責任、損害額の算定などの論点を丁寧に検討し、訴状案を起案した。

受講生は2名と少なめであったが、意欲は高く、講義系科目で学んだことが実際にどう使われているかを実感していたようであった。

2 受講生より

クリニックを受講して良かった点は、座学で学んだ知識を、実社会においてどのように実現するのかを学べた点である。具体的には、①の案件では依頼者のために相手方の請求に根拠がない旨の通知書を作成し、③の案件では保険会社に対する保険金支払請求書を作成した。法的な主張をしていくプロセスを実践することができ、非常に大きなやりがいと面白さを感じた。また、実務家の思考を辿れたことも挙げられる。例えば、③の交通事故の事案では、民法の不法行為による損害賠償の方法は使わず、「保険」という当たり前に存在する制度を使って解決を試みたり、最後の損害賠償請求の案件では、損害額の算定や、損害賠償の要件の検討の中で、重要なウェイトを占めていた行政法上の規制に取り組む経験ができた。

クリニックを受講して反省すべき点は、法的な解決に固執するあまり、相談者の望む回答を提示することができなかつたのではないかとと思われる点である。たとえば、②の案件で、隣人に損害賠償請求できるか否か、隣人に重過失があるか否かを中心に回答したが、現実に火災の被害に遭って大変な思いをされている方を目の前にして無感情な回答しか用意できず、より相談者が救済される方法を提示することができなかつた点が悔やまれる。

クリニック運営の改善点として、他班との交流を増やすべきであると思う。中間カンファレンス等を実施し、他班の活動報告を聞くことで、他の受講生と問題を共有することができるだろう。

また、平日の5限後や土曜日にも案件のファイルを検討できるようにしてほしい。授業が平日の5限までである場合や平日が必須科目の予習に時間を取られたことから、クリニック事務所が開いている平日の時間帯だけで検討するのはなかなか苦労した。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受任案件として、学生サークルを舞台とする名誉毀損による損害賠償被告事件を取り扱った。事案は、サークルの指導者の指導方針等に疑問を持ち、当該サークルを解散しようと考えた部員数名が、解散を決意した経緯を説明する目的で、指導者の過去の言動に関する記述をした手紙をサークルOBらに送付したところ、その手紙に指導者の名誉を毀損する記述があったとして、指導者より手紙を送付した部員の一部に対し損害賠償を請求する訴訟が提起されたというものである。不法行為者が複数であり、その一部のみが被告とされたことから、①不真正連帯債務における一部の債務者に対する免除という実体法上の問題の外、②他の共同不法行為者に対する訴訟告知の可否と効果といった訴訟法上の問題も検討することになった。他の共同不法行為者に対しては、訴訟告知を行うとともにその効果

等について説明する説明会をクリニック事務所で開催したが、これは上記の実体法及び訴訟法上の問題点について、法律の素人に分かりやすく説明するよい機会となった。

その他相談案件として、いわゆる偽装請負と多重派遣が行われている疑いがある場合の、刑事・行政上の責任追及に関する案件と、遺留分減殺と寄与分等に関する案件とを取り扱った。前者は、労働者性（民法と労働法規との関係）、私法的規制と公法的規制の関係などを考えるよい素材であった。後者は、親族財産法の基本となる典型的な相談であった。

取り扱った案件数としては少なめであったが、どの案件も多様で多数の問題点を含んだものであったため、検討にも相当の時間を費やしたことから、内容的には充実していたものと思われる。なお、一部の相談は最終カンファレンス後に実施した。

2 受講生より

実際に現実の法的问题に直面している依頼者の方々と接する機会を与えられたことから、様々なものを得た。自分たちで調査・検討しなければ依頼者の要望を満たすことができない（さらに、回答が依頼者の明日からの生活に与える影響力の大きさを感じる）という緊張感の中、学生同士、ときには指導教員の先生方の助言を得て徹底的に打ち合わせを重ねたことは、今後の勉強のモチベーション（あるいは責任感？）を各段に高めるものであった。また、実際の事件と向き合うためには複数の法律についての理解が求められることも実感し、科目横断的な関連を意識することの面白さを知った[民事A班では、実際に民法以外に民訴法はもちろんのこと、労働基準法・派遣業法や刑法(名誉毀損に始まり、故意犯処罰の原則や、共同正犯と両罰規定の関係等)などについても検討をすることになった]。

他方、日々授業等で学んでいるはずの知識を本番の法律相談で活用することの難しさを身を持って知った。これまでの自分は事例問題や判例にあたる際も、いわゆる規範と結論を覚えることに終始してしまっていたが、実際の依頼内容は様々で「典型論点」とされる問題が示されることはほとんどない。検討する中で、依頼者が一番解決したい問題点は何であるのかを見失いそうになることもあった。

さらに、より具体的に、様々な形での発表・報告の機会を得た。依頼者自身に生じる影響・結論を端的に示すなど、報告内容面での工夫が必要であることも分かったが、それ以上に、話し方や伝え方一つで相手に与える印象が良くも悪くもガラッと変わってしまうことの難しさを感じた。例えば、訴訟告知に関する説明会で、十分準備したつもりでいたのに、質疑応答の時間になると、全く想定外の質問が多々出てきて焦ったことがあった。しかもそれらの質問も、被告知者の立場に立てば当然に疑問に思うはずの質問ばかりで、「相手方の立場に立って考える姿勢」が足りなかったと反省した。机の上ではなかなか身に付かないが、実務に出ればおそらく最も重要な姿勢であろう。

最終カンファレンスについては、現状のように、他のクリニックがやっていることを何となく聞くだけでは意義が大きくないので、次期の受講希望者にクリニックの意義を伝えるために模擬相談の形で見せるなどの工夫をしてはどうかと思った。

民事クリニックB班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

民事B班は、2015年秋学期、学生4名が受講し、無料法律相談3件を実施し、相談予約のあった1件を検討した。また、任意の課外活動として、夫婦別姓訴訟最高裁大法廷事件の口頭弁論と判決を傍聴した。残念ながら傍聴できなかった者もいたが、傍聴できた者は最高裁大法廷の雰囲気を感じ、法律実務家への思いをより一層強くしたようである。

無料法律相談は、業務委託契約に基づく報酬請求2件、賃料・管理費減額請求、不法行為に基づく損害賠償請求など身近で興味深い事案を担当した。

相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法律的問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

また、相談に至らなかったが、不法行為に基づく損害賠償請求事件では、日弁連発行の「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」（いわゆる「赤い本」）をもとに、損害論についても検討し、議論した。

無料法律相談はいずれも具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

2 受講生より

[無料法律相談の感想]

初めて担当者として直接相談者と対峙することになり、とても緊張した。こちらに相談内容を伝えようとする相談者の気迫は思っていたよりもすごく、終始圧倒されてしまった。こちらの回答を伝える場面では、私の伝え方がまずかったせいか相談者の方が気分を害されたのではと思う場面もあった。もう少し言い回しに気を遣えばよかったと反省した。また、こちらが捉えた言葉のニュアンスと相談者の伝えたかったニュアンスに齟齬があったため、こちらが少し混乱してしまう場面もあり、こういったところにも注意が必要だと感じた。

[授業全体の感想]

クリニック授業は、少し大変なところもあったが、なおそれを上回る楽しさがあった。

B班のメンバーからは、相談時の対応やレジュメのまとめ方など、学ぶべきところが沢山あった。実際にメンバーの良いところをまねてみようともしたが、特に相談時はなかなか

かうまくできなかつた。B班のメンバーからはとてもよい刺激をうけたと思う。

また、先生方と近い距離でお話することができたことも、普段の法科大学院の授業と異なり新鮮でとても刺激を受けたと共に楽しい経験だった。学生として勉強しているだけではわからない実務家としての視点を、授業を通じて知ることができてとても貴重な体験だったと思う。

民事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

(1) 法律相談

C班では、より多くの法律相談を経験することを方針としている。最終的にはクリニック事務所で6件の相談（うち1件は前年度からの継続）を受けた。2回目の相談期日を設け、その間に学生らに法律論の検討や事実の整理を行ってもらったこともあった。いずれも相談者よりクリニックに申込のあった案件であり、授業の題材を供給していただけることは大変ありがたい。

相談内容は、損害賠償（ツアー事故、名誉毀損）、賃貸借、消費者被害的案件（美容契約解除、旅行会社破綻、ゴルフ会員権預託金返還）であり、法的論点や事実関係の争いが争点となる案件も多く、学生らは事前の調査検討をよく行っていた。今期は学生が少数であったこともあり、2名それぞれが主査を担当する機会が多く、主体的に事前調査検討を行ったり、相談者への聴取を行ったりしているようであった。例えば債権の回収可能性など、法的請求が認められることとは別に検討を要する事項があるのを知ったことも、生の相談ならではの経験であると思う。

(2) 八丈島出張法律相談会への参加

5月23日（土）、全日空機利用の日帰り（当日の天候悪化を踏まえ、宿泊予定を変更した）にて、学生2名は八丈島（東京都八丈町）を訪問し、出張法律相談会に参加した。この相談会は、小海が関与する特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワークが、地元自治体の協力（広報と場所の提供）を得て行っている活動であり、地元の一般島民を対象とした無料法律相談であること、相談員は弁護士の他に、司法書士、税理士と隣接士業を含むことに特徴がある。

当職の手持ち案件や、予約を受けた案件については、事前に学生とその内容を検討してから相談に臨んだ。当日のいわゆる飛び込み相談については、事前準備ができず、また題材を選定できないため学生には対応が容易ではない案件（専門知識を要するもの、事案が極めて複雑なものなど）もあるため、法的アドバイスまでを学生に担当させることは難しい場合が多い。そこで、学生は、可能な限り、事案の聴き取りに参加し、生の法的紛争に接した。また、同行していた他の実務家（弁護士1名、司法書士1名、税理士1名）の相

談にも立会い、特に他土業の業務内容を知る機会となった。

今回は10件の相談者が訪れ、各学生は各4、5件程度の相談に立ち会ったようである。相続、養育費、税金、損害賠償、労働、賃貸借、事業承継など、多種多様な案件に触れることができた。

島しょ地域相談会への学生の同行は、費用と天候が懸念事項ではあるが、継続する価値はあると考える。

2 受講生より

(1) 良かった点

今回クリニックを受講した結果、最も勉強となったのは普段勉強している教科書で触れる事例と生の実際の問題となる事案が大きく違うということを実感できたことである。普段の勉強では、与えられ、かつ、整理された事実に対してそれが法的にどのように問題となるかを中心として勉強する。それに対し、実際の案件ではそもそも事実が整理されておらず依頼者は法的思考を有していないため、何が法的に重要な事実であるかについてわからないのが当然である。よって、どのような事実が当事者間にあるのか、それを依頼者から聞き出すことがまず一番に重要であるということを学んだ。そのためには、ゆっくりと依頼者の発言に耳をかたむけ時にはこちらが主導して会話を聞き出すことをクリニックを通して得られたと思う。また、普段の授業では用いられていないが、実務では常識となっているガイドライン等の存在があること及びそれが実務でどのように用いられているかという実務の流れの一端を知ることができた。加えて、これらのことを学んだ結果普段の勉強にとって依頼者がなにを望んでいるかという生の主張から考える癖が得られたと思う。

(2) 反省すべき点

クリニックを通して一番に感じられたのは自身の勉強不足という点が強いの。実務では複雑に事実が絡み合い法的思考をもっと普段の勉強から訓練することが大事であることを思い知らされた。加えて、依頼された案件について類似する判例を調査するという努力が足りていなかったと思われる。また、実務家の先生方に比べ依頼者に対する事実の聞き方が甘く、結果として先生に多くの事実を聞き出してもらうことになってしまった。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1) 法律相談

民事C班では、多くの法律相談を経験することを方針としているが、今期はクリニック事務所で5件の新件相談を受けた。うち2件は単発の相談であったが、1件は従前からの継続相談、2件は複数回にわたる相談となった。

従前からの継続案件は、スキー事故による損害賠償請求事案である。春学期に主に責任原因について検討を行ったが、今期は損害論（損害の把握、因果関係の検討等）を中心に

検討を行った。検討の後、交渉事案として受任し、学期終了後に相手方への通知を発信した。

また、複数回相談のうちの1件はNPO法人における行政対応に関する相談であり、NPO関連法規・役員の責任・行政対応等について継続した検討を行った。もう1件は、東京都への墓地の返還に伴う清算に関する問題であり、相談の中で東京都への通知文案を検討し、本人名で送付してもらうこととした。なお、これらの件については、継続案件となる可能性がある。

単発の相談は、墓地の収用に伴う清算に関する事案、及び、ネット動画への出演に関するトラブル事案（但し、相談は本人でなく知人によるものであった。）である。

比較的複雑な事案が多く、当事者、契約関係、法律関係の整理・把握、民法の基本的考え方、特別法との関係、私法・公法の関係等、各事案において検討すべき点は多岐にわたった。なお、受任関係や倫理に関して留意すべき相談も存した。

全体として、学生の取り組みが積極的に行われ、事前・事後の検討も熱心に行われていた。

(2) 路上生活相談

民事C班では、秋学期に、路上生活相談への参加の機会を提供している。路上生活相談は、ホームレスの人を対象とした炊出しに併設した法律相談会であり、学生は弁護士等の相談に立ち会う形で参加している。

2015年は、10月4日（日）の渋谷区内の公園での相談会、10月24日（土）の池袋区内の公園での相談会、11月9日（月）の教会での相談会に参加した。

2 受講生より

(1) 今回の活動を通じて感じたことなど

今年度民事C班では、スキー事故事案、墓地関係事案、NPO法人事案、インターネット関連事案など様々な方面の事件を担当した。今回の活動を通じて、民法の重要性について改めて確認する機会となった。

実際の事件の相談をしたのは初めてのことであったが、普段の学修では得ることができない貴重な経験となったと思う。特に、実際の相談者がどのような悩みを抱えていて、その悩みについて法的にはどのような解決あるかを考えることは貴重な機会であり、大変勉強になった。

また、実際に相談者からの事実の聞き取りからはじめて、弁護士の先生方とともに検討し、その検討結果を相談者に学生から直接説明するという形で、主体的に関与することができたことは、将来法律家になった後につながる経験となった。相談者への説明方法については、自分たちの考えを適切かつ正確に伝えることの難しさを感じた。相談者の要望が認められないとの考えに至ったときは特に説明の仕方について気を付けて説明しよう心掛けた。また、相談者が他の事件関与者とともに、あるいは、本人ではなくその友人が相

談に訪れた場合には、利益相反の可能性が生じるなど弁護士倫理に関する問題にも触れる機会があったが、このような点にも気を付けて活動しなければならないということ学んだ。

(2) 反省点など

反省すべき点としては、相談をしているなかで、学生間での誤りあるいは誤解を与えるような発言の訂正ができなかったことが挙げられる。他方で、良かった点としては、C 班としての回答をした際、相談者が納得していただけたことが多かったことである。

(3) 最後に

今回、民事C班を担当していただいた近江先生、坂先生、森川先生には、相談だけでなく、検討段階においても大変熱心なご指導をしていただいた。先生方の相談者に対するやりとりや説明の仕方などについて学ぶべきところがたくさんあった。今回得た経験を、今後の学修などにおいて活かしていきたいと思う。

臨床法学教育（行政）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

小島 延夫／中山 代志子

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、毎月1回、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

<小島・中山クラス>

小島・中山クラスは、主に行政法に関係する諸事例を中心に取り上げます。

具体的には、都市環境・開発に関する紛争（マンション建設紛争・公共事業についての紛争等）や税金・年金給付等の事例や立法制定等を取り上げます。これらの紛争では、行政訴訟や行政不服審査請求手続について、実践的に考えるとともに、特に都市環境・開発に関する紛争については、現在の法制度の限界を考えながら、広く当事者の思いにこたえて何が出来るかを考えて行きたいと思えます。内容的には、相談だけでなく、いくつかの事案では、現地調査や意見書作成・裁判書面作成・機会があれば不服審査における口頭での意見陳述等を行うことを予定しています。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回-第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います

第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【受講要件等】

「法曹倫理」の単位を取得していることを受講要件とします。また、「民事弁護実務」または「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」のいずれかを履修している、あるいは並行して履修することが望まれます。

【受講者への要望】

意欲ある学生の履修を期待しています。

報告書（春学期）

1 担当教員より

(1)今年度の活動内容

今学期は、5名の受講者とともに、継続案件、新規案件いずれもバランスよく取り扱うことができた。案件毎に2名もしくは3名のグループに分かれて取り組んだが、相談案件、裁判傍聴はグループを超えて各人が担当した。主要案件の概要は以下のとおりである。

新規・継続	案件および活動概要	学習内容
①継続	国の行政文書一部開示決定とその変更処分に対する処分取消訴訟。相手方準備書面に対する反論を作成、法廷にて弁論を傍聴した。相手方が、準備書面においてはじめて、異議申立手続における主張と異なる根拠で詳細な反論をしてきたことから、論駁するためのリサーチ、主張の構築、書面作成が主要な作業となった。	相手方の主張内容を正しく理解するとともに、その問題点を的確に発見し、当方の主張を構築する姿勢を学んだ。また、主張を根拠づける判例学説の読み方も学んだ。
②継続	元公務員の、都に対する、未払い通勤手当支払請求事件。昨年度、簡易裁判所に提訴したが地裁へ移送された。今	口頭弁論のほか、弁論準備手続、和解手続きを傍聴し、訴訟戦略構

	学期は、準備手続における主張整理ならびに裁判所主導による和解勧誘がなされた。	案に参加した(授業の都合により出席できる限り)。
③新規	情報公開請求に対する審査請求事件の裁決において、審査請求していない事項に関する不利益変更処分がなされた可能性があるのではないか、との相談案件。原処分、裁決、新たな処分という3つの処分をめぐり、どのように不服申立を行うべきかを依頼者とともに検討し、新たな処分に対する審査請求申立書を起案した。	依頼者の意向に沿った不服申立戦略を検討した。不服申立の対象の選択と不服申立の起案にあたっては、行政不服審査法の解釈、公定力、撤回等の行政法の主要論点を、事例に即して考えた。
④新規	依頼者の個人情報開示請求に関して、相談に応じ、区に対して異議申立書を起案した。	依頼者の話の中から、中心となる問題を抽出する技能を実習した。
⑤新規	アルバイト先選挙事務所での選挙違反の可能性について、相談に応じた。(公職選挙法のリサーチを行った)。	依頼者から十分な情報を聴き出す技能と、未習の法分野の調査を行う方法を学んだ。

(2) 教員の所感

行政法の理論的な問題について、基本事項から復習し、書面化する作業に取り組むことができたほか、訴訟手続に参加することができた。相談案件では、依頼者の話をじっくり聴き、重要な情報を得てこれを整理し、適切な依頼内容を組み立てる、という高度な相談技能を目の当たりにすることができ、実践的な学習の機会が得られた。

2 受講生より

A. 訴訟における準備書面の実際の書き方や、訴訟以前の段階での不服申立ての組み立て方の検討、そして実際に行政の運営に関して困っている市民の相談をどのように受けたらよいのか学ぶことができた。エクスターンシップ等では味わえない主体性を感じながら活動することができた。

下調べや準備期間等でもう少し頑張ることができたと思うこともあるのが反省点である。

B. 依頼者は、法律上の意味があるかないかに関わらず、すべての情報を伝えてくる。その中から、法律上必要な情報を見極め、必要な情報を依頼者から引き出すことは大変困難だった。クリニックでは、先生方の法律相談を間近でみつつ、実践することができるので、通常の実務系科目では取得することができない、ナマの法律相談の能力を身につけることができた。また、クリニックでは、起案もしたが、依頼者のために起案するので、授業や演習で起案するのとは違った緊張感を持つてのぞむことができた。

C. 情報公開という通常の行政法の講義ではあまり厚く扱わない分野を中心に、審査請求書や準備書面を作成することに当初はとまどいを感じた。同時に何故依頼者はそんなに

熱心に情報公開をしたがっているのかとの疑念が頭の片隅から離れず、熱心さが欠けていた面もあった。しかし、情報公開をなぜクライアントがしたいか、ではなく、国民の情報公開は権利であり、国、地方公共団体がそれを公開するのは義務であることを実感し、情報公開請求の大切さを知ることができた。弁護士として活動するにあたり、事案解決の準備として自身で情報を集めるために情報公開をすることが多々あると思う。情報公開の手続きや重要性は普通の授業では体感しえない。法科大学院生という早い段階でこのことを知れたのは大変良い経験になった。

D. クリニックを通じて感じたのは、依頼者の相談を的確に聞き出すこと、法律論をわかりやすく噛み砕いて依頼者に伝えることの難しさである。こうした体験は、クリニックでなければ得られない貴重なものだと思う。

また、不利益変更禁止や公定力、撤回などこれまで学んできたことを実務の場で活かしたことは、これまで積み重ねてきたことが無駄ではなかったという自信に繋がった。

E. 実際に、集まった事実を拾い上げ、自分の主張に当てはめてわかりやすく立論していくことが難しかった。普通の演習や判例研究では、事案は整理された状態になっている。一方、クリニックでは、自ら事実関係を整理していくところから始める。有利な事実を拾い上げ、文章化していくという経験は、クリニックだからこそ経験できたことだと思う。

また、依頼者と面談してみると、自分が聞き出したいことをうまく聞き出せないことが多く、話していることに対してうなずくのがやっとなで、そのことで依頼者に不安を与えてしまっているように感じた。依頼者に不安を与えないように、自分の言葉で、疑問点を的確に伝えることができるようになりたいと思った。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1)今年度の活動内容

今学期は、8名の受講者とともに、継続案件、新規案件いずれもバランスよく取り扱うことができた。2名ずつ4組のグループに分かれ、各グループが継続案件1-2件に加え新規案件1-2件に取り組んだ。各グループが、相談案件、裁判文書等法律文書起案、裁判傍聴を主担当したほか、住民説明会や現場検証などに参加した。概要は以下のとおりである。

新規・継続	案件および活動概要	学習内容
①継続	国の行政文書一部開示決定とその変更処分に対する処分取消訴訟。相手方準備書面に対する反論を作成、法廷にて弁論を傍聴した。相手方が、準備書面においてはじめて、異議申立手続における主張と異なる根拠で詳細な	相手方の主張内容を正しく理解するとともに、その問題点を的確に発見し、当方の主張を構築する姿勢を学んだ。また、主張を根拠

	反論をしてきたことから、論駁するためのリサーチ、主張の構築、書面作成が主要な作業となった。	づける判例学説の読み方も学んだ。
②継続	元公務員の、都に対する、未払い通勤手当支払請求事件。昨年度、簡易裁判所に提訴したが地裁へ移送された。今学期は、準備手続における主張整理ならびに裁判所主導による和解勧誘がなされた。	口頭弁論のほか、弁論準備手続、和解手続きを傍聴し、訴訟戦略構築に参加した(授業の都合により出席できる限り)。
③継続	情報公開請求に対する審査請求事件の裁決において、審査請求していない事項に関する不利益変更処分がなされた可能性があるのではないか、との相談案件。第一回口頭弁論期日に合わせて起案、裁判傍聴を行った。	被告の答弁に対して、第一回期日までに迅速に準備書面を起案し提出できた。
④新規	■■■■区の保育園設置問題について、住民の反対運動を支援している。建築審査会への審査請求、執行停止の申立てといった法的手続きに関連する文書作成のほか、相談対応、説明会への出席・意見具申、現地の検証など、広範な活動を展開した。現在も継続中。 派生して、同じ相談者のための著作権問題についても相談に応じた。	現地確認や図面調査の重要性、法制度の調査など、実地に学んだほか、複雑な人間関係のなかでの住民運動の困難さなど、肌で感じることができた。
⑤新規	相続税に関する相談案件。相談に対応し、法的問題を検討し、検討結果を文書化するとともに口頭でも説明した。	依頼者から十分な情報を聴き出す技能と、未習の法分野の調査を行う方法を学んだ。
⑥新規	数年前のクリニックで扱っていた建築紛争において、建築確認取消裁決が下されたことから、その事後処理をめぐる支援を行った。	行政手続法に基づく指導の申し出書を起案し、実際にその効果も得られたと思われる。

(2) 教員の所感

比較的大人数であったにもかかわらず、全員が大変積極的かつ能動的に参加し、各自役割を分担するなどして効率的に運営していた。相談案件の難易度も高く、また、文書の実務的要求レベルも高かったが、研究心をもって作成に取り組んだ。住民運動という、行政事件には付き物の支援においては、現場検証や説明会への参加など、興味深い体験ができたのではないかと。

2 受講生より

A. 民間企業での勤務経験がある自分にとって、本クリニックは弁護士・法律事務所の業務と、自分の経験のすり合わせができる大変貴重な機会となった。指導教官の先生を上司として、案件の割り振りをうけ、調査、資料作成をする。成果物の添削をうけ、依頼者に報告したり、訴状を提出したりする。他のメンバーの進捗をみて作業を互いに融通する。

こうした業務の進め方を数か月継続して体験できるのは、社会人経験のない学生にも有意義であると思う。

B. 行政法を机上で学習していても、手続のイメージが難しく、理解もしにくかった。クリニックにおいて、実際の行政事件に触れることで、リアルなイメージを持つことができ、行政法の学習効率が上がり、理解もし易くなった。

C. 比較的多くの事件を受任でき、裁判に至る前（交渉段階）の事件、裁判に継続中の事件、判決後のさらなる対応を検討する事件と紛争処理の各段階における実務的経験を積むことができた。また事件の種類も豊富であった。その結果、クリニックを通して行政事件に対する具体的なイメージを持つことができ、将来の進路を考える上でも有益であった。

D. フィールドワークも多く、建築物の違法箇所を確かめたり、接道義務が満たされているかを実際に測量したりすることで、法令に定められている規制等のイメージを掴むことができた。このような活動を通して、行政法をより身近に感じる事ができた。

E. 地方公共団体レベルのいわゆる地方行政の実態について学びたいと思い受講させていたいただきましたが、国ですら的確に法律を運用できていない現実を目の当たりにし非常に驚きました（ましていわんや地方をや、ですね）。また、準備書面の作成等先生方に並々ならぬご助力を頂き、説得的に文書を書く力を学ばせていただきました。今後は、試験後の実務での仕事を見据えクリニックで学んだことを日頃の勉強で発揮していく所存です。

F. クリニックでは、机上の学習ではなかなかできない経験をすることができた。また、実際の事件に触れ、書面等の作成をすることで、どうしたら裁判官、担当行政庁を説得できるかという思考が身についたと思う。そのような思考は日頃の学習にも確実に生きてくると思う。

G. 行政法がどのように実生活で運用されているのかについて多くの発見があった。また、実際に現場に向かうことで様々な事実と向き合うことができ、それをどのように法的な主張として形成していくのかを考えることができたのは貴重な経験であった。

H. 今回のクリニックは、実際に現地を調査するなど、どこに法令違反があるのかを見つけるというところから始まったので、テストとは違う現場ならではの体験を味わうことができました。また、実際相談者の相談をすることで、その人がどのような悩みがあるのか、その悩みは法的にいかにして通すことができるようになるのかを実際に考えることができ、実務の難しさを学生の間で体験ができ、非常に多くのことを学ぶことができました。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

◎II（春学期—3年）

浅倉 むつ子／岡田 裕子／榊原 富士子／棚村 政行／松原 正明／緑川 由香

◎I（秋学期—2年）

浅倉 むつ子／岡田 裕子／榊原 富士子／棚村 政行／松原 正明

【授業概要】

臨床法学教育（家事・ジェンダー）では、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、(1)法律相談事件の相談を直接担当する方法と、(2)教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

(1)は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体3-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体2-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。

(2)については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、(3)調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスは家事ジェンダークリニックのメンバーのみで行い、互いに、事件

の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有する。日によって、相談案件の有無や数が異なるので、適宜、相談事件の復習や予習を行う。

最終カンファレンスは、民事・行政クリニックの履修生と一緒にいき経験交流をする。

【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組みあわせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一『離婚調停』日本加除出版

片岡武・菅野真一『遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣
家族法授業で使用している各自の教科書

【受講要件等】

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

【受講者への要望】

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

報告書（春学期）

1 担当教員より

受講学生2名（男女各1名）、教員6名（浅倉・岡田・棚村・榊原・緑川・松原）で授業を実施し、6件の家事相談事案を扱った。相談内容は遺言の有効無効、遺産分割事件における遺産の範囲についての争いや離婚問題など多岐にわたった。今期の受講学生は2名と少なかったため、家事相談は相当な負担となったと思われるが、短期間に丹念な準備を重

ねて当事者との面接に積極的にのぞんだ。面接においては、当事者が真に希望するところ、あるいは、事案の解明に必要な点であるにもかかわらず、当事者が積極的に持ち出さない事柄についても、丁寧かつ真摯に対応し、的確なアドバイスをすることができた。そのため、当事者からは、しばしば、クリニックでの相談について感謝の言葉を頂くことができた。相談事例については、実施後に期日を改めて相談のあり方について検討をし、反省点などを確認した。

そして、最終カンファレンスを実施して、春学期の授業の総括をした。

2 受講生より

今回の家事・ジェンダークリニックでは、相続関係事案4件、離婚事案2件（内1件は2度来訪）を取り扱った。いずれも内容の濃いものであり、法律的な観点もさることながら、実務的な観点を学ぶことが多かった。

相続事案において、家族法の知識が不足していることを痛感するとともに、事件の本質をつかむことに苦労した。相続事案において、今現在の相続そのものに法的な問題があるだけでなく、依頼人のこれまでの人生すべてをある程度把握しないと、どこに人間関係がこじれる原因があったのかをつかむことができないと痛感した。相続事案において、親族間の関係がこじれて初めて法的な問題、弁護士に依頼する必要性が生じているということを学んだ。相手が親族である点において、通常の民事事件よりも人間関係が深くかかわっており、それに弁護士として介入することのむずかしさを、身をもって学んだ。

離婚事案において、相談の途中で依頼人が涙するところを目の当たりにして、生身の事件を扱うことの繊細さを痛感した。今までは離婚といえば択一の知識程度の勉強しかしてこなかったが、しかし、実際の事件を目の当たりにして法的知識だけでなく、依頼人から話を聞き出すことのむずかしさ、離婚事案独特の依頼人と配偶者の認識の相違を把握することのむずかしさを痛感した。配偶者の認識と依頼人の認識に相違が生じるからこそ離婚に至るのであるが、その相違が生じた経緯を認識すること、認識の相違があるからこそ生じる情報偏差に対応し、適切なアドバイスをすることのむずかしさを学んだ。

次に、相談の際に、先生方に2人も付いていただき、我々の知識不足、経験不足を補っていただくだけでなく、実際に先生方の依頼人への対応の仕方を目の当たりにできて、学ぶ点が多かった。1回目の法律相談では、私は話すことには多少なりとも自信があったが、実際に依頼人に対して対応すると自分の考えていることをうまく表現できないということを知った。そして、先生が対応しているところを見させていただき、最初は自分も先生のように対応できるようになるのだろうかという自信を失っていた。しかし、先生方の対応を見させていただくことで、どのように対応すればよいかのモデルケースを得させていただき、将来法曹になった際のいいお手本を得ることができたと感じた。

実際に法律相談をするにあたって、法的助言をするだけでなく、法律以外の点についても相談に乗るとというのが弁護士の仕事であるということは予想外であった。自分の抱いて

いた像は、法的助言を適切に行うだけで必要十分な法律相談なのであるというものであったが、考えを改めさせられた。

最後に、家事ジェンダークリニックを受講して、優しい先生方の助けも借り、非常に充実した春学期になった。実務の現場を週1回経験することで、普段の卓上での勉強をすることの意味も理解でき、自分には法的知識も不足しているし、経験も不足していることを痛感させられる反面、一層司法試験、ひいては実務に出て活躍することを志すようになった。半期付き合っていた先生方に感謝の意を表するとともに、実務に出て、一緒にお仕事をさせていただきたいと感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講学生10名（男性5人、女性5人）、教員5名（浅倉・岡田・榊原・棚村・松原）で授業を実施し、11件の相談事案を扱った（うち2件の相談は、準備したものの当日相談者が来られなかった）。相談内容は相続関係、内縁関係解消、離婚など多岐にわたったが、受講学生は、5人のチームを構成し、役割分担をしつつ短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そして、面接においては、当事者が真に希望するところ、あるいは、事案の解明に必要な点であるにもかかわらず、当事者が積極的に持ち出さない事柄についても、丁寧な対応によって聞き出すなどして、的確なアドバイスをすることができた。そのため、当事者からは、クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂き、あるいは、また来所したいとの感想を漏らされることもあった。もっとも、なかには、複数回にわたってクリニックに来所する相談者もあり、そのうちには自身の考え方に固執する方もいて、受講生が対応に苦慮する場面も見受けられた。家事事件の相談者は、精神的に追いつめられ、あるいは、感情にとらわれて一方的な見方しかできなくなった方が少なくなく、これらの方々に適切に向かい合うことは困難であり、担当した受講生には精神的負担もあったであろうが、法曹としての得難い経験を積んだものと思われる。

2 受講生より

家事・ジェンダークリニックを受講したことで、今後勉強をしていく上で重要な2つのことを学んだ。それは、今自分が勉強していることがどのように役立つのかということと、法律知識だけでは実際の問題に対応することができないことである。

学部時代からずっと法律の勉強を続けてきたが、具体的にどのような場面で、どんなふうに法律が役に立つのかを、明確にイメージすることが、これまではできなかった。しかし、実際に法律相談を受けることで、現実の事案と向き合い、そこでどのように法律を適用していくのかという作業を繰り返し行った。その結果、普段自分が勉強している知識が、現実の世界で確かに役に立つものであるということを実感することができた。相談者の

方の役に立てたと感じたときは、法律家になりたいという意思がいつそう強まるとともに、勉強へのモチベーションも高まった。

一方で、事前に準備していった法律知識が、あまり役に立たないような相談のときもあった。班で打ち合わせをし、おそらくこのような流れになるだろうと資料を作成してのぞんでも、そのとおりにいくことはほぼなかった。現実の問題は、教科書の問題のように一筋縄ではいかないことを改めて感じた。そんなときに、クリニックの先生方の対応の仕方が、とても勉強になった。

相談者の方の話をしっかり聞くが、ただ話を聞いているのではなく、そこから法律問題だけを抽出できるように誘導していく。こうすべきだと決めつけるのではなく、きちんと相手方の意思を汲んで選択肢を用意した上で、とるべき手段を提示する。法曹として第一線で活躍されている先生方が、実際に法律相談を行う姿を間近でみることができ、その巧みさに感動した。法的知識だけではなく、法律家としての対応も一流の先生方の姿をみて、あこがれをいだくとともに、将来その姿に少しでも近づけるよう、努力を重ねていきたいと感じた。

先生方、クリニック事務所の方々の手厚いサポートのおかげで、このような貴重な経験をえることができた。また、相談者の方々が、学生の話にしっかりと向き合ってくださいのおかげで、我々も精一杯法律相談に取り組むことができた。関わったすべての方々に、感謝の意を表したい。

今回のクリニックで得た2つのことを忘れずに、常に今自分が勉強していることがどのように役に立つのかを意識しつつ、法的知識だけで全ての問題に対応できるわけではないことを忘れずに、今後も法曹を目指して努力していく所存である。

臨床法学教育（刑事）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

河津 博史／笹井 武人／清水 保彦／宮村 啓太

【授業概要】

この科目では、現実の刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑事関係法令や刑事法理論が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、被疑者・被告人はどのように取り扱われているか、また関係諸機関はどのように機能しているか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、この科目は、春学期科目は夏季休暇中に、秋学期科目は春季休暇中に開講する。

【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、捜査弁護、公判弁護、上訴弁護などがある。捜査弁護事件は、弁護士会が実施している当番弁護士制度を利用し、同弁護士の派遣要請を受けて行う。

学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立、尋問準備、弁論準備など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配転を受けて出勤し弁護活動を開始するが、その具体的内容は各班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して中間報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

特になし。

【受講要件等】

「基礎刑事訴訟法（刑事訴訟法）」、「法曹倫理（弁護士の役割と責任）」などを履修していることが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

傷害被疑事件で逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、飲食店の店員に対し暴行して傷害を負わせたというものであり、依頼者は酒に酔っていたため明瞭な記憶を有していなかったが、被疑事実自体は認め、早期釈放を希望していたため、勾留の回避及び不起訴処分を目標とした。まず、検察官に対し、指導監督を約する旨の父親の誓約書を添付して、在宅捜査を求める意見書を提出し、面談して勾留請求しないよう求めたが、検察官は勾留を請求した。同日、被害者に対し、父親が謝罪するとともに、支出済みの治療費を支払った。その旨の報告書を添付して、勾留請求却下を求める意見書を裁判官に提出したところ、裁判官は勾留請求を却下した。その後、被害者との交渉の末、示談が成立し、依頼者は不起訴処分となり、事件は終結した。

2 受講生より

(1) 今回の活動を通じて得たこと

本活動を通じて、全部ではないものの、捜査段階における刑事弁護活動の一連の流れを体感することができた。刑事弁護活動の緊張感やスピード感、責任の重大さなど普段の学修では得ることができない多くのことを学んだ。特に最初の2日間は依頼者との接見、依頼者の家族との面談を挟んで夜遅くまで検討や作業をし、大変であったが、やりがいのあるもので、貴重な経験である。

被害者との示談書だけでなく、治療費支払の領収書、被害者に謝罪した旨の報告書、依頼者の反省文など逐一文書化して身柄解放、不起訴処分の根拠となるよう提出する必要があったことも、事前に想像していた頻度を超えており、弁護活動の実際を知る良い機会であった。

本件においては、A班の活動が功を奏した結果、検察官のした勾留請求について裁判官による却下を得ることができた。また、不起訴を得るために検察官に対して意見書を提出

し、依頼者は不起訴処分となった。自分たちのした弁護活動が結果につながるという貴重な体験をすることができたことはよかったと思う。また、依頼者の最善の利益のために、できることは労を惜しまないで、すべて行うという姿勢を実感できた。今後もこの姿勢は忘れないでおきたいと思う。

(2) 反省・改善すべき点

接見では、事件の事実関係に関する聴取ばかりになってしまった。依頼者の家族構成なども聴取すべきだったと思う。このような接見になってしまった原因としては、聴取能力の不十分さと想像力の欠如にあると思うので、今後改善していきたいと思う。また、刑事手続への理解が不十分だったことも原因の一つであると思う。

(3) 最後に

ご指導いただいた河津先生、石村先生の弁護活動を拝見でき、依頼者や関係者とのやりとり、被害者との交渉、捜査機関・裁判官との折衝など学ぶべきところがたくさんあった。今回の活動で得た経験や反省点を今後の学修に活かしていきたいと思う。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

傷害被疑事件で通常逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、路上で被害者に暴行して傷害を負わせたというものであり、依頼者は酒に酔っていたため記憶が断片的とのことであったが、被疑事実自体は認め、早期釈放を希望していたため、勾留の回避及び不起訴処分を目標とした。受任当日から翌日にかけて、依頼者の勤務先の社長から身元引受書を取得し、被害者と連絡をとって示談を申し入れ、検察官に対し、勾留請求をせずに釈放すべき旨の意見書を提出した。同日、検察官は勾留請求を見送り、依頼者は釈放され、被害者との間で示談も成立した。後日、検察官に対し、不起訴処分を求める意見書を提出。その後、依頼者は不起訴処分となり、事件は終結した。

2 受講生より

今回の刑事クリニックを通して学んだことは以下の2点である。

1つ目は、刑事弁護において、迅速に行動を起こすことの重要性である。

事件配当初日に接見を行い弁護活動の方針・優先順位をしっかりと決めて行動したことにより最高の結果を得ることができた。しかし、初動が遅かったり、方針を定めないままやみくもに弁護活動をしていたら、そのような結果は得られなかったであろう。被疑者を釈放させるためには、被害者等多くの事件関係者に会う必要があるため、先を見据えて迅速に行動すべきである。

また、条文上72時間の時間的猶予があり、それを念頭においていたが、そのような考えは誤りであると気づかされた。確かに、法律上の時間的猶予は存在するものの、捜査機関の動き次第で猶予時間は減少していくものであることを実感した。そ

のため、弁護計画は捜査機関の行動も考慮して立てるべきであり、できることは即座に行動に移すことが必要であると実感した。

2つ目は、勾留はあくまで例外的な場合であることである。

本件事件を通して、人一人が数日間身体拘束されることは、本人はもちろんであるが、その関係者に対しても重大な不利益を及ぼすものであるということを実感した。そのため、被疑者は原則釈放されるべきであり、勾留がなされるのは例外事由である。頭でわかっているつもりではあったが、先生に指摘され改めて認識した。

刑事クリニック B 班

報告書（春学期）

1 担当教員より

窃盗被疑事件を受任した。被疑事実はバイクを運転しながら通行人からバックをひったくったとされるものであり、依頼者は、ひったくり行為をしたことは当初から認めていた。

その後、起訴されて公判準備が始まったが、さらに余罪のうち何件かが追起訴される予定である。既に起訴された公訴事実について犯罪の成立に争いはないが、行為態様に一部、依頼者の記憶と異なる部分があり、今後、被害者の証人尋問が行われる可能性もある。

犯情が悪質であることは間違いなく、前科は複数あり、被害者に十分な被害弁償をするに足りる資力はないため、最終弁論で何を主張することができるか、さらに引き続き検討していく予定である。

2 受講生より

意見書の作成、実況見分調書の作成、接見、弁論の検討等、様々な活動に関与させてもらい、一連の刑事手続を把握する手助けとなった。

実務においては、接見等による事実の収集に多くの時間と労力が費やされているとの印象を持った。試験等では当然のように事実が与えられており、特に意識することがなかったため、そういった印象を抱いたのだと思う。

また、今回の事件では、普段あまり考える機会のない量刑について検討する時間が多く与えられ、そのような時間も新鮮であった。量刑は、依頼者が最も関心を持っている事柄の一つであるといえるから、この点の深い検討は実務上欠かせないものであると感じた。

実況見分調書作成の際には、実務上はもちろん、試験との関係でも重要である伝聞法則について検討することができ、これは学生という立場からも嬉しい点であった。

クリニックの活動は、実務を見せてもらうのではなく、やらせてもらうことができるという点に大きな意義があると感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より（事案の概要）

暴行被疑事件を受任した。深夜、自転車を運転していた男性と自動車を運転していた男性が、自転車の走行方法をめぐって口論になり、自動車運転者が自転車運転者を殴打して傷害を負わせ、これに対して自転車運転者も身を守るために有形力行使したところ、双方とも逮捕された。この事案の自転車運転者の男性の弁護人として活動をした。受任当日（逮捕当日）に自動車運転者の弁護人から接触があり、翌日、相手方から損害賠償金の支払を受けることによる示談が成立し、勾留請求されることなく依頼者は釈放された。後日、検察官に早期の不起訴処分を求める意見書を提出したところ、不起訴処分（起訴猶予）によって本件の弁護活動は終了した。

2 受講生より（受講した感想）

今回、刑事クリニックを受講して学んだ中でもっとも重要だと感じたのは、弁護活動をするにあたって、依頼者のことを第一に考えるということです。一見すると、当然のことですが、実際に一体何が依頼者にとって一番いいのかを考えるときに難しい判断を迫られると感じました。

実際の事件を目の前にして、依頼者のために行うことのできる行動はたくさんあります。どの行動も当然依頼者の為を思って選択しますが、実際に依頼者のためになるのはどれかということを確認しつつ行う必要があります。正当な示談金を取るか、少しでも早く身柄拘束を解くか。もしくは起訴猶予をとるか、嫌疑不十分を取るか。これらはどれも依頼者のことを思うがために用意した選択肢ですが、果たして、どれを重視することが依頼者にとって一番いい選択なのかが問題になることがありました。

今回は、依頼者の身柄拘束を解き、少しでも早い不起訴処分が下るよう弁護活動することとしました。これは依頼者の心理的圧迫を少しでも早く開放し通常の生活に戻すべきだという判断によるものです。

どの選択も当然依頼者のことを思っていたからこそ、非常に迷う難しい選択でした。

これらを選ぶにあたっては、独善的にならず、依頼者の本当に求めていることを意思疎通によって引き出すことがとても重要であると学びました。

刑事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

C班に配点された事件は、窃盗被疑事件であり被疑者は30代の男性であった。当日被疑者は、山手線某駅の駅ビル内のスーパーでワイン1本を万引きして店を出たところをビルの警備員に見咎められ、とっさにビル外に逃走したが追跡された末に現行犯逮捕されたも

ので、逮捕日に当番弁護士の派遣依頼があり、同日夕刻担当教員と学生2名が接見の上受任した。この接見にあたり留置担当者に法科大学院生を同席させて立会なしの弁護士接見を行いたい旨申し入れたところ許容され、学生同席の秘密接見が実現した。被疑者は被疑事実を認め、当日同じ駅ビル内で他に2件の万引きを行ったこと、この2件についても自白したこと、前科前歴はなく今回が初めての犯行であった等の事情から、弁護方針としては、逮捕中に被害者（店舗）との示談及び身元引受人の確保を行って勾留を回避し、在宅事件として起訴猶予処分を獲得することを目標とすることとした。

被疑者は、数か月前に離婚して自宅マンションに単身生活中で、病気等の事情から無職であったものの、予想される示談金の支払能力は有していた。また被疑者の実家は社会的地位もあり裕福であり、身元引受人として適格であると思われたところから接見終了後ただちに都内の実家を訪問し、母親から身元引受書を作成してもらった。この他被疑者には交際中の女性があり、同女からも身元引受の意思を表明する陳述書を入手し、これらを添付して勾留請求を行わないよう求める意見書を作成の上、検察官送致後ただちに担当検察官に面会し、勾留請求の回避を求めた。

その結果、検察官は勾留請求を行わず、在宅事件として処理されることとなり、その後被害者（店舗）との示談はいずれも各会社の方針で一切示談には応じないこととしているとの理由で拒否されたものの、被害品の買取や被害金額の弁済供託等の活動を行った結果、不起訴処分を得ることができた。

この間学生には、被疑者との接見及び釈放後の面接、身元引受人ら関係者との面接、検察官との面接、被害者との示談交渉等に同席してもらい、また検察官に対する意見書、被疑者の交際相手の陳述書、示談書等の書面の起案及び被害金額の弁済供託の手続を行ってもらった。

2 受講生より

(1) 今回の活動を通じて得たこと

これまで刑法・刑事訴訟法として勉強してきたことが、立体的に見えるようになった。クリニックを受けるまでは、刑事弁護のイメージが具体的に湧かなかつたが、クリニック受講により実際の事件での弁護人の活動を目にすることによりイメージが明確になり、刑事弁護に携わる弁護士への憧れが強まった。

現実の事件において、実際に刑事訴訟法にのっとり手続きが進められていることを感じることができた。この経験は、今後学習をするにあたってよりリアルに頭の中で事件をシミュレートし、当事者がどのようにかかわっているのか想像しやすくなり、とても有意義であった。また、現実の事件を弁護士の先生のもとで実際に向き合うことにより、事案に内包された人々の反応を直接感じることは、実務を身近に感じることができ、より情熱をもって今後の学習に向かうことができるように思える。

(2) 反省・改善すべき点

初回接見時には幸いにして秘密接見が実現し、学生からも被疑者に対して様々な質問を発することができたが、それでも気後れしてなかなか十分に必要な事項を聞きとることができなかった。そのため逮捕事実以外の犯罪事実の聞き取りが不十分となった。

(3)最後に

2人の指導教員(清水・小泉)はいずれも多くを語らず、私たちに動いてみせることで学ばせてくれる、まさに背中語るというタイプの頼もしいお二人で、刑事弁護に携わる弁護士への憧れが強まりました。自分の足で証拠を稼ぎ、強大な権力を持つ検察官と闘い、被疑者周辺の人間ドラマを自分の目で目撃し、さまざまなハプニングを経て身柄解放に結びついたときの達成感は、一生忘れないと思います。

報告書(秋学期)

1 担当教員より

飲食店の従業員に対して暴行を加え、傷害を負わせたとされる傷害被疑事件を受任した。受任したのは逮捕された当日であった。依頼者は被疑事実を認めており、自営業者であったことから、受任直後から、身体拘束からの解放に向けての弁護活動を行った。身体拘束を解かせるため、検察官に対して勾留請求をしないことを求める意見書の提出を行い、併せて検察官と面談した。その結果、被疑者は、勾留されず、逮捕翌日に釈放され、在宅での捜査が行われた。その後、被害者との面談を行い、被害者との間で示談交渉を進め、示談を成立させた後、検察官に不起訴処分を求めた。その結果、被疑者は起訴猶予処分となった。

2 受講生より

(1)良かったと思う点

実際の被疑者と対面して、様々な聞き取りを行うという経験は弁護士業務の最も重要な点でありながら、座学では決して学ぶことができないことである。先生方の助言を受けながら、被疑者との面談、意見書、示談書の作成、相手方との交渉を行い、多くのことを学ぶことができた。

刑事弁護活動というのは常に異なる事情の中で選択を数多積み上げることで展開していくものなのだと、身をもって知ることができた。

実務を垣間見ることで、ガラス板の向こうの依頼人のために全力を尽くすことができる刑事弁護活動の魅力を改めて感じることもできた。このことは、本試験に向けての学習において大きな原動力となると感じた。

(2)反省すべき点

今回のクリニックでは逮捕された当日に接見させて頂いたが、依頼者が犯行時に飲酒していて記憶が曖昧であったりして、自ら再現できるほどに犯行前後の状況を聞き出すことは出来なかった。何のために接見をしているのか、何のために依頼人の要望を聞くのかと

ということの意味を、表面的にしか理解していなかった。刑事弁護の経験のまったくない学生であるにもかかわらず、思い込みで書類を作成してしまったことが最大の反省点であり、今後法曹として活動する際に気を付けていかななくてはならない点だと考えている。

刑事クリニックD班

報告書（秋学期）

1 担当教員より

D班に配点された事件は、暴行被疑事件であり、被疑者は大学4年在学中の20代男性であった。事件当日被疑者は、アルバイト先の飲食店の店長らが主催した合コンに参加し、午後7時ころから深夜まで飲酒の上、この合コンの参加者の一人であった被害者（30代女性）とアルバイト先の飲食店の個室に2人で入室して話をしていたところ、翌日午前2時ころ、被害者が被疑者に監禁されている旨の110番通報し、その場にいた被疑者が警察官に逮捕されたという事案である。

逮捕当日の午後3時ころから警察署において学生同席の秘密接見を行い事情を聴取したところ、被疑者は飲酒酩酊により被疑事実についての記憶がほとんどないとのことであり、事実関係については、当日午前3時ころ現場の個室で下着のシャツとパンツ1枚になって寝ているところを起こされ警察署に連行されたこと、被害者の顔も名前も覚えていないこと、警察官からは被害者と性交渉に及んだと聞かされているという程度の情報しか得られなかった。なお、被疑者に前科前歴はなく大学卒業後はこのアルバイト先に就職する予定であり現在は両親と同居して生活しているとのことであった。

弁護方針としては、逮捕中に被害者との示談及び身元引受人の確保を行って勾留を回避し、在宅事件として不起訴処分を獲得することを目標とすることとした。

上記接見の当日夕刻に、上記飲食店の現場で合コンを主催した店長や他の合コン参加者に面会することができ、事件に至る経緯や事件直後に行われた警察の実況見分の様子などを聞き、その後被疑者の自宅を訪問し、父親から身元引受書を入手した。

検察官送致後に担当検察官と面会し、勾留請求を回避すべく意見書を提出するなどしたが、検察官は勾留請求を行ったため、担当裁判官宛に却下を求める意見書及び身元引受書を提出した。

その結果、裁判官より、検察官の終局処分までの間、被疑者において事件関係者と接触しないよう誓約してほしいとの連絡が弁護人宛にあり、弁護人においても同意したことから勾留請求は却下され、検察官の準抗告もなく、在宅事件として処理されることとなった。

その後被害者本人と一度面談して示談の申し入れを行ったものの、被害者は事件のショックが大きくまだカウンセリング等の治療中とのことで示談に消極的であった。他方被疑者はその後も被疑事実については全く記憶の喚起ができないとのことであったが、

示談解決の方向には異存がないとのことであった。

検察官からは、本件の処理方針について、本件については合コンの幹事同士が親しい関係であること等から基本的に身内同士のトラブルという印象を持っているので、被疑事実の暴行についてただちに刑事処分を求めるつもりはなく、追送致予定の事件（強姦ないし強制わいせつ）もあるが、これも同様の方針になるだろうとのことであった。

上記のような状況のため、被害者との示談についても捜査の進展を待って事実関係が明らかになってから行う方針とした。

その後検察官から「示談の方はどうなっていますか？」との問い合わせがあった。ただちに被害者本人に電話連絡を行い、示談金として50万円の提案を行った。その後被害者の代理人に就いた弁護士から「少なくとも強制わいせつは成立する」として100万円の提案があった。

この提案に対する回答を検討していたところ検察官から嫌疑不十分として不起訴処分とする方針が伝えられたことから示談交渉を留保していたところ、3月末に正式に不起訴処分となり、これにより刑事事件としては終了した（なお引き続き民事事件としても解決すべく被害者代理人と交渉を継続している。）。

2 受講生より

(1) 今回の活動を通じて得たこと

現実の事件においては、何が起きたのかという事実を調査し、認定した上でこれを法的な主張として構成することが最も重要な作業であることが、実体験を通じてわかった。今までは既に事実として確定された設例を前提にその事実に対する法の適用を学んできたのに対し、この点は全く異なる経験であり、新鮮であると同時に大変難しい作業であることも体感できた。こうした経験は現在の勉強をもっとしっかりと頑張ろうというモチベーションの向上にも役立った。

(2) 反省・改善すべき点

初回接見で依頼者に「検察」という単語の意味が通じなかった。一般の人に理解しやすい言葉を使うことの大事さがよく分かった。また、依頼者に指示・助言を与える場合に、その内容が現実に行えるかを依頼者の立場で考える必要があると思った。

また思っていた以上に、検察官・裁判官に対する意見書を起案するための時間が少なかった。班員同士の協力で間に合ったものの、迅速に対応することと、実務経験を重ねて作業を効率化することの重要性が感じられた。

(3) 最後に

刑事弁護活動の緊張感やスピード感、重大さなど普段の学修では得ることができない多くのことを学んだ。ご指導していただいた清水先生、小泉先生の弁護活動を拝見でき、依頼者や関係者とのやりとりなど学ぶべきところがたくさんあった。今回の活動で得た経験や反省点を今後の学修に活かしていきたいと思う。また、弁護士とな

った後、刑事事件を手掛けるときにも今回感じたことを活かして、依頼者のために最善の活動ができるようにしたいと思う。

臨床法学教育（労働）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

鴨田 哲郎／島田 陽一

【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、早稲田大学リーガル・クリニックにおいて、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者

とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、弁論期日の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

【受講要件等】

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【他の授業との関連】

労働法 I、II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

報告書（春学期）

1 担当教員より

2015 年春学期においては、トラックドライバーの残業代請求事件（本訴の提起となった）、勤務成績不良・能力不足を理由とする解雇事件及び地位不存在確認請求への応訴（解雇無効）事件の労働審判（後者は傍聴もできた。前者も日程が合えば可能だったのだが。）、うつ休職・復職問題の法律相談の他、都労委の傍聴、労働組合訪問などを行った。

2 受講生より

今年度の臨床法学教育（労働）II は、実務家教員の指導・監督の下、学生が実際に生の事案を扱うことで、労働に関する相談・訴訟実務の一端を経験することが出来る科目である。今学期では、残業代請求や不当解雇の事案を主として扱ってきた。また、その他の活動もできる限り学生の希望を取り入れる形で行われ、労働組合や労働委員会の見学などを

行ってきた。

机上の学習に終始しがちな学生にとって、実際に相談を抱えてくる依頼者の方と接する機会をもち、事案に最後まで責任をもって担当するという経験は非常に貴重なものである。相談を受けるにしても単に話を聞けば良いというものではなく、いかに話やすい環境を提供できるかなど、短い時間での関係構築の工夫が求められることを痛感した。訴状の起案も、学生たちで証拠から検討してどのような主張を行うことが出来るかなどを議論するところから始まった。既存の事例から単純に理屈を当てはめるだけでは解決できない、現実の問題との向き合い方というものを実感することが出来た。

この科目の受講を通じて、一層実務家となって活躍していきたいという気持ちが強固なものとなった。他方、本科目の受講率は低く、実際の相談数も思っていたよりも低調であったことは否めないところである。臨床法学教育の科目全般の情報をもっと積極的に広報し、一般に広めるべきであり、一層の利用活性化が強く望まれるところである。

報告書（秋学期）

1. 担当教員より

2015年秋学期においては、①うつ病により休職中に就業規則が変更され、休職期間満了として退職扱いされて、地位不存在確認の労働審判を提訴された案件につき、応訴とこちらからの地位確認請求の労働審判の申立事件、②業務指示に従わなかった、一方的に指定されたノルマの不達成などを理由に罰金を取られ、あげくは代表者から殴打されて翌日以降出社しなかったところ、当月分給与が支払われなかった案件につき、賃金及び罰金の返金請求の交渉事件、③労働組合訪問と不当労働行為として賃金差別事案の相談、④労働法制改悪反対集会の傍聴などを行った。

2. 受講生より

今回労働法のクリニックを受講してみて、労働法の分野においては、労働審判や労働局のあっせんなど訴訟外の手続が大きな役割を果たしていることが一番大きな驚きでした。

労働審判は話し合いの要素が強く、より真実に近づきやすいということで妥当な解決が図られる上、原則として3回以内で終わらせることが前提とされているということで、性質上迅速な解決が望まれる労働事件においては、有用な手段であると感じました。

このように労働審判を活用することで、今まであやふやにされてきたような事案が訴訟に踏み込むよりも少ない負担で解決されるようになったことは労働者側にとっても使用者側にとっても望ましいことなのではないかと考えます。

しかし、他方で争う額が少額にとどまる事件については、時間や費用との関係で争う方がむしろ損になってしまうようなことが多く、本来は正当な権利であるにもかかわらず泣き寝入りせざるを得ない事件もまだまだ多いことは残念だと思いました。

このように、クリニックを受講するまでは労働法について漠然としたイメージしか持つ

ていなかったのですが、実際の労働実務を少し垣間見ることで、よりイメージがはっきりしたものになり、労働実務と自分が抱いていたイメージとの間に乖離があったことがわかりました。

また、依頼者の方から実際に話を聞くことで、話の中から法的に問題となる点を抽出しながら話を聞きつつも、依頼者の方の話に完全にひきずられなくことなく、常に様々な可能性を念頭に置きながら話を聞くことが大切であることも勉強になりました。

法律の勉強をしていると、ともすれば理論的な問題に気をとられて実際に事案を解決するにはどのような手段を採るべきなのかという視点を見失いがちですが、今回クリニックを受講したことで改めて現実の事案を解決するために法律の勉強をしているのだ、という実感が湧いたので、これからも勉強をするにあたってはその視点を忘れずに勉強しようと思います。

臨床法学教育（障害法）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

池原 毅和／大石 剛一郎／菊池 馨実／黒寄 隆

【授業概要】

2007年5月、国連で障害者権利条約が発効し、わが国でも、2013年12月、同条約が国会で承認された。同条約と国内法との整合性の確保等が政府内部でも議論され、障害をもつ人を取り巻く法制度が大きく変革されつつある現況にあつて、障害をもつ人の多くは、依然として社会的マイノリティーとして留め置かれ、福祉サービス、雇用、教育、交通・通信手段その他の面で厳しい状況におかれている。既に2011年には障害者基本法改正、障害者虐待防止法制定がなされ、2012年には障害者自立支援法が障害者総合支援法と改正された。2013年には障害者差別解消促進法制定、障害者雇用促進法改正により、障害者差別禁止アプローチが本格的に導入された。こうした中で、障害法（Disability Law）という法分野が存在し、この分野に特化した活動を行っている実務法曹が一定数存在するアメリカと同様、わが国でも、法曹人口の増加、法化社会の進展なども相まって、障害をもつ人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが、今後、法曹界の課題になっていくであろうとの認識の下、この分野の体系的な知識を実務との接点をもちながら習得する機会を提供することをねらいとする。わが国のロースクールでも他に例をみない障害法をめぐる本格的なプログラムである。

【授業の到達目標】

障害をもつ人を取り巻く法制度と法律問題の基本的概略を理解する。その際、単なる座学の講義にとどまらず、クリニックとしての位置づけを存分に活用し、現場での活動を織り込むことにより、障害をもつ人が置かれた現状を実地に把握する。このため、受講生は、実務家教員が企画する多数のフィールドワーク（施設・病院訪問、法律相談など）の機会のうち、自ら関心ある活動に、原則として複数回の参加を求められる。

【授業計画】

障害法の総論に関わる部分（障害とは何か、憲法的基礎、障害者権利条約、最近の障害者施策の動向など）につき、コーディネーターでもある菊池が2回程度の講義を担当する。またアメリカ障害法に詳しい池原が、アメリカのデュー・プロセス論を中心とした先進的な判例理論や実務家の活動を参考にしながら、日本への実践的な活動への適用可能性につき、1回程度の講義を担当する。

各論については、障害が非常に多岐にわたることから、各実務家教員の専門に照らして、

精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒寄）の分野ごとに、それぞれ 3 ないし 4 回程度の講義を担当する。その際、雇用・福祉・教育・権利擁護・刑事手続といった幾つかの共通テーマを設け、各障害の特殊性・固有性を浮き彫りにするよう努めるとともに、各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて、臨床的技術の修得を図る。

講義と相前後して、受講生は、各自の関心分野を中心に、実務家教員が各法律事務所で手がけている法律相談等の中から、本プログラムにふさわしいものについて、当該教員の監督の下で、資料等を参照しながら法実務の実態を学ぶ。時期的な調整が付けば、弁護士会への参加、成年後見実務への関わりの機会なども提供する。このほか、障害法を学ぶにあたっては、当事者たる障害をもつ人の実像や生活に対する理解が不可欠であることから、施設見学（知的障害者が共同生活を営むグループホーム訪問や、精神病院見学など）や、当事者の立場になっての体験（車椅子での移動によるバリアフリー体験など）といった機会を積極的に設ける。教室外での活動については、できるだけ受講者の希望を勘案したメニューを提供したい。上記のように、受講者はこれらの活動のうち、自ら関心あるものに原則として複数回の参加を求められる。

【教科書】

特定の教科書は用いず、各教員が配布する資料による。

【参考文献】

授業の際、その都度指示する。

【受講要件等】

特になし。

【受講者への要望】

この科目は、2 回にわたる試行プログラムの実施を経て、2009 年度から本格的な実施に至ったものである。障害をもつ人を取り巻く施策や諸問題に関心を寄せる学生の参加を大いに歓迎する。また通常の弁護士等の業務の中で、障害をもつクライアントなどに関わる場面も少なくないと思われ、その意味で障害法に本格的に取り組むことにならないとしても、本クリニックの受講は有意義であろう。受講者の中には卒業後も教員を含めたネットワークを形成し、情報交換や勉強会、アメリカ留学等を行っている者もあり、関心は高い。受講を通じて、障害をもつ人にとって住みやすい社会とは、健常者にとっても住みやすい社会であることが、理解してもらえと思う。

報告書（春学期）

1 担当教員より

今年度は、受講生が1名ということもあり、過度な負担になることを避けるため、教室での活動回数を減らし、課題の分量も調整せざるを得なかった。具体的には、教員4名全員が参加した初回ガイダンスに際し、受講生の希望を入れながら、全体の授業計画を策定した。この結果、当初の予定（総論〔菊池〕2回、精神障害〔池原〕4回、知的・発達障害〔大石〕3回、身体障害〔黒寄〕3回）を各教員につき1回ずつ減らすことになった。しかしながら、菊池による新刊テキスト（菊池・中川・川島編著『障害法』成文堂、2015年）を用いての総論的講義、その後の池原・大石・黒寄によるディスカッションスタイルでの実務に根ざした授業は、受講生の問題関心や知識に寄り添い、実務家を目指す意欲を喚起するのに十分なものであったと考えている。また実務家教員が担当した依頼者（障害当事者）の法律相談への同席など、クリニックならではの実務経験も提供することができた。

2 受講生より

私は、この度、障害法クリニックを受講しました。このクリニックは4人の先生がご担当されており、それぞれの先生方がその専門的な分野（障害法の総論的な部分、知的障害、精神障害、身体障害）に応じたテーマの回を担当してくださるため、各分野の様子をととても鮮明に感じ取ることができました。

私は、元々この分野について関心はあったのですが、現実の社会において、それらがどのような形で事件となり、弁護士の方々がどのように対応しているのか、ということについては、あまり分かっていませんでした。そこで、先生方から、かつて受任した事件について、訴訟資料等を見せていただきながらご説明をしていただき、事件の処理に当たって重要なことや、ポイントとなったことについて、対話形式で確認することができました。また、依頼者の方の承諾を得て、依頼者の方の相談に同席させていただくこともできました。こうした貴重な体験をさせていただけたことで、障害のある方を取り巻く法律問題に対して、法曹としてどのように関わっていくことができるか、ということのイメージを、具体的に持つことができたと思います。

他方、先生方から、様々なフィールドワークのお誘いをいただきましたのですが、予定が合わなかったこともあり、あまり参加できなかったことが残念でした。また、講義の回には、比較的受動的に受講してしまったように思うので、もっと自分の考えや実務についての質問等をどんどん提示して聞いてみればよかったと反省しております。

現時点で、「障害法」という分野について、先端でご活躍されている先生方からご指導していただき、たいへん貴重で有意義な時間を過ごすことができました。

臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。担当者の宮川は、アメリカの移民法・難民法を専門分野とする研究者であり、渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。この研究者教員と実務家教員のコラボレーションにより、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施、難民認定基準の問題等について、学生は実務家教員の指導監督を受けながら、現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し、裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について、実務家教員の指導を受ける。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は、現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法・難民法の現行制度について、研究者教員および実務家教員との議論を通して、制度改善の理論的課題や政策提言をまとめることが期待される。

【授業の到達目標】

外国人法・難民法に関わる法制度を理解し、それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

【授業計画】

- ・週1回の教室での事案検討会を持ち、担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員と共に検討する。
- ・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約4時間の実務実習および資料調査・読解・報告の作業を行う。これらの作業は早稲田大学の設置するリーガル・クリニックのスペースでおこなう場合もあるし、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。あるいは、必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房、2005年）

【参考文献】

指定なし。

【受講要件等】

法曹倫理の単位取得済み、または履修中であることを、受講要件とする。

【受講者への要望】

特になし。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

(1) 今学期は履修生 1 名

今学期は残念ながら履修生が 1 名であった。しかもこの学生は 3 年生であり、司法試験準備に集中する 3 年秋学期にクリニックを履修したことは、このクリニックへの強い受講意欲を示していた。

(2) 外国人クリニックの内容

本クリニックは外国人事件、主に退去強制手続の対象となっている者や難民認定申請者について、実務家教員が実務の中で担当している事件を依頼者の了解のもとに学生が直接に関与することを内容としている。もちろん、退去強制手続や難民認定手続の概略は講義として必要に応じて進められることになる。

(3) 今学期の対象事件について

今学期の対象事件は、まだ来日もないアフリカ出身の難民認定申請者（男性）のケースであった。実務家教員自身も本件の依頼者と初めて面談するところから、依頼者の了解を得て学生にもインタビューに参加してもらった。依頼者は初めて弁護士と面談し緊張している様子がうかがえた。難民申請者との初回のインタビューから受講学生が立ち会えたのは、これまでの授業でもあまり経験はなく、今回の学生にとっては幸運なケースであったかもしれない。

本件の難民申請の理由は政治的意見であった。彼は母国の野党勢力の一員で反政府デモに参加したりしていた。申請者が語る反政府デモの情報は出身国情報からも確認できるものであり、しかも二度目の拘束は地下牢のようなところに入れられており、ほとんど光のないところで過ごしたこと、そこから救出されたが、長い時間暗闇で暮らしていたため眼が充血したようになっており、その経験事実は信憑性が高いように思われた。ただ、他方、その供述内容には説明を受けなければ理解認識しづらいところもあり、そのような部分について指摘（難民法の領域では「釈明の機会」ともいう）をしながら供述の補充を行った。

最終的な意見書作成に向けて出身国情報等の調査をしつつ供述をまとめていく作業は、

受講生にはハードな部分もあったかもしれないが、供述の理解のためにもその作業を遂行してもらった。申請者へのインタビューの回数を重ね、その過程で依頼者との信頼関係が醸成されていく過程も学生は見る事ができたと思う。なお別の事件であったが、一度裁判で勝訴が確定しながら、再び不認定となった事案につき、その原告と代理人（実務家教員）の意見陳述を学生は法廷傍聴した。難民申請や在留の案件では、日本における手続中の法的地位が不安定であるだけでなく、難民認定されないために家族統合が妨げられることによる家族の悲しみの大きさを学生も体感し、外国人事件に関わる弁護士の役割を強く認識しうる機会になったと考える。

2 受講生より

(1) クリニックに期待していたこと

難民認定申請手続において、弁護士に期待される役割及び職務内容を知ることを期待していた。

(2) 期待に沿っていたか

期待に沿っていた。渡辺先生のもとで、今学期はアフリカ出身の難民認定申請者についての業務を一部拝見・体験することができ、具体的な職務内容をイメージできるようになった。何より弁護士が申請者にとって精神的な支柱となっていることを肌で感じ、弁護士の役割の重要性を実感することができた。本音をいうと、受講当初私は難民認定制度に対して少し懐疑的な思いを抱いていた。それは、原告にとって慣れない日本で暮らすことが真に幸せなのか、出身国の政治問題の改善なくして難民問題の抜本解決にはつながらないのではないかと考えていたからである。しかし、この考えは、難民不認定処分取消訴訟の法廷において、スリランカ原告が家族と長年離れて暮らす苦しさを涙ながらに陳述する姿を見て変わった。出身国の政治問題の改善を待っている、申請者らが家族と共に過ごす時間がなくなってしまう。一方で難民認定がされれば、家族を日本に呼び寄せることができる。出身国の問題改善も必須ではあるが、申請者らの時間は有限であり、難民認定は、申請者らが人として当たり前の生活するために必要であることを学んだ。そして、彼らに全面的な法的サポートを施せるのが弁護士であるということ強く感じた。

このように、実際に申請者らと接し、その出身国での迫害につながる人権侵害状況について、通訳の方を介して聞き取りの業務、難民認定申請に添付する意見書の作成などを行うことを通して、難民問題を自らの目で把握することができ、知識でしかなかった難民問題が非常にリアルな問題に変わった。実り多い授業内容であったと満足している。

(3) 改善点

① 事前の告知内容について

正規の時間外に行うことが予想外に多かったため、受講案内の際その旨十分に説明していただければよかった。

② 授業内容について

難民認定の案件は、複数の弁護士がチームを組んで難民不認定処分取消訴訟等を提起しているようだったので、チーム会議を拝見する機会があればより深く職務内容を知ることができたように思う（タイミングがあえばですが）。

(4)最後に

宮川先生と渡辺先生には、3年生の私にとって、クリニック履修が受験勉強の負担にならないようご配慮いただき、大変感謝しております。非常に内容の濃い経験ができ、外国人法クリニックを受講して心より良かったと満足しております。ありがとうございました。

臨床法学教育（商事）Ⅰ・Ⅱ A－B

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

Ⅰ・ⅡA：尾崎 安央／松本 真輔

ⅡB：奥山 健志／黒沼 悦郎

【授業概要】

<尾崎・松本クラス>

本クリニックは、企業法務の弁護士が行うM&A、会社訴訟、法律相談等の具体的な作業内容について、まず講師からそれらについて実務的な観点から解説する講義を行った上で、具体的な事例（基本的には仮想事例を想定しているが、適切な事例があれば、実際の事例を取り扱う可能性もある）に基づき、受講者にその基本的な作業を実際に体験してもらい、それに対して適宜講師よりコメント・指導等を行う形式で実施する。M&Aの契約交渉、会社訴訟の訴状・答弁書の作成に関しては、受講者を2つのチームに分け、チーム対抗で行うなど、チームでの共同作業も体験してもらう予定である。大学の講義・演習では、特定の法律しか問題にならない事例を取り扱うことが多いと思われるが、企業法の実務では、会社法に限らず、金融商品取引法、独占禁止法、労働法、租税法等の関連法令、取引所規則等、企業関係の複数の法令等が同時に問題となることも多く、本クリニックでは、そのような複数の法令等（その中には受講者が未修の法令等も含まれる可能性がある）を調査・考慮することが必要になるような作業も体験してもらう予定である。

<奥山・黒沼クラス>

本商事クリニックでは、企業法務の現場において取り扱っている契約実務、社内規程の設計、ストック・オプション等のインセンティブプランの設計、開示資料の作成等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的としている。本商事クリニックでは、生の事件を直接取り扱うことは予定していないが、生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、企業法務の現場を体感してもらいたいと考えている。

【授業の到達目標】

<尾崎・松本クラス>

会社法をはじめとする企業法について実務的な理解（企業法の条文・ルールが実務においてどのように適用・使用されているのか等の理解）を得るとともに、実務に必要なヒアリング・質問能力、法律調査能力、文書作成能力、プレゼンテーション能力、交渉能力等を習得してもらうことを目標とする。

<奥山・黒沼クラス>

実務において実際に行われている作業を体験することにより、実務家として対応できるリサーチ能力・メモランダム作成能力を身に付ける。基本科目以外の未習の法律に対応する力を身につける。

【授業計画】

<尾崎・松本クラス>

第1回 イントロダクション ※チーム分けも第1回の授業で行う予定のため、受講希望者はできるだけ第1回の授業に出席することが望ましい。ただし、第1回の授業への出席を受講の条件とまではしない。

第2回 M&Aのプランニングに関する講義

第3回 組織再編に係るスケジュールの作成等

第4回 M&Aの法務デュー・ディリジェンス（「法務DD」）に関する講義

第5回 法務DDに係る資料請求リストの作成等

第6回 M&A契約に関する講義～前提条件、表明保証、誓約、補償等

第7回 M&A契約の作成

第8回 M&A契約に対するコメント

第9回 M&Aの契約交渉

第10回 会社訴訟の実務に関する講義

第11回 訴状の作成

第12回 答弁書の作成

第13回 企業法務に関する法律相談・メモランダムに関する講義

第14回 模擬法律相談

第15回 メモランダムの作成

上記は一応の予定であり、学生の希望や状況に応じて変更される可能性がある。

なお、一部授業の実施を講師（松本）が所属する中村・角田・松本法律事務所（大手町）で行う可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

<奥山・黒沼クラス>

仮想事案を使ったM&Aに関連する契約書のドラフティング、契約交渉におけるドラフトへのコメントの出し方、法令調査・メモランダムの作成、仮想事案に基づく社内規程の改定等の実務を体験してもらうとともに、リサーチ・メモランダムの作成方法等について指導を行う。

現時点で想定している具体的テーマは以下のとおりであるが、学生の要望に合わせて随時変更することがある。

- ・ M&Aに関連する契約書のドラフティング
- ・ 契約書に対するコメントの出し方
- ・ デューデリジェンスの実務
- ・ 判例・文献のリサーチ、メモランダム（準備書面等）の作成
- ・ 社内規程（定款、取締役会規程、株式取扱規程、内部者取引防止規程等）の作成・改定
- ・ ストック・オプション発行要項の検討
- ・ 株主総会招集通知の作成実務

【教科書】

<尾崎・松本クラス>

特になし。

<奥山・黒沼クラス>

江頭憲治郎『株式会社法（第5版）』

【参考文献】

<尾崎・松本クラス>

江頭憲治郎『株式会社法 第5版』（有斐閣、2014年）のほか、必要に応じて授業時に紹介する。

<奥山・黒沼クラス>

指定なし。授業中に適宜配布あるいは指示する。

【受講要件等】

<尾崎・松本クラス>

I・II Aはほぼ同内容であるため、双方の受講は不可とする。受講要件ではないが、会社法I・IIを履修済みであるか履修中であることが望ましい。また、授業の運営上、定員は原則として14名以内とし、受講希望者が定員を上回る場合は抽選により選抜することがある。

<奥山・黒沼クラス>

特になし。

【受講者への要望】

<尾崎・松本クラス>

企業法務に関心のある学生の積極的な参加を希望する。

<奥山・黒沼クラス>

企業法務に対する興味、意欲のある学生の参加を歓迎する。また、未知の法令の調査、最新の法改正の動向の調査が必要となる場合もあるため、そのような対応力を身につけることについて、意欲のある学生の参加を期待している。

商事クリニックⅡA

報告書（秋学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の弁護士がM&Aや会社訴訟等において行う具体的な作業内容について、まず、実務的な観点からの講義を行い、それを踏まえて具体的な事例(実際の事例を踏まえた仮想事例)に基づく作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては、共同株式移転による持株会社設立に関するスケジュールの作成、デュー・ディリジェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス、株式譲渡契約の作成・交渉、株主総会決議取消訴訟の訴状・答弁書の作成、会社法に関する法律相談への回答書の作成等を体験してもらった。特に株式譲渡契約の模擬交渉については、学生を売主側代理人と買主側代理人の2チームに分け、それぞれのチームと講師が事前に交渉戦略を打ち合わせた上で、実際の法律事務所の会議室で実施したことから、臨場感に溢れ、白熱した交渉が展開され、学生にとっては大変貴重な機会になったのではないかと考えている。

2 受講生より

(1) 商事クリニックを受講して良かった点

①M&Aスケジュールの作成、契約書の作成、交渉、訴状の作成、メモランダムを作成など、実務的な経験を数多くすることができた。特に、メモランダムの作成については、昨年インターンに行ったときに作法が分からず戸惑った経験があるため、今回授業で教えていただけて大変勉強になったと感じた。

②実務のお話を色々伺うことができた。特に、先生のご経験を交えた具体的なお話を聞くことができたのは大変貴重だと感じた。事務所に訪問する機会を設けてくださったりと、実務の具体的なイメージを持てるようなきっかけを色々とお与えてくださった点が大変良かった。

③常に「実務的にどうか」という視点をいただけたのは、他の授業ではなかなか得られない視点で、とてもためになった。交渉の事前打ち合わせでどう交渉するかヒントを与えてくださったり、毎回の課題に対してお茶を濁さず正直かつ鋭いコメントを頂けたのが良かった。

④授業の資料が豊富で、勉強になった。

⑤講義と実践のバランスが良かった。

⑥授業の履修にあたっては、M&Aないし企業法務一般について色々学びたい、また実践的なスキルも学びたいという目的意識を持っていたが、M&Aのお話も一般商事のお話も充実しており、また実践の機会も多くあり、総じて授業を履修して大変良かったと感じた。

⑦実務の第一線で活躍されている先生であるにもかかわらず、学生に気さくにお話をしてくださり、嬉しかった。

(2)反省点

私自身の反省点として、留学前で慌ただしかったとはいえ、もっと主体的に授業に参加し、積極的に質問等していれば、授業から得られるものはさらに多くなったのではないかと、という点が挙げられる。

授業自体に悪い点は思いつかない。

早稲田大学大学院法務研究科

2015年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック